

運 免 第 7 8 7 号
交 指 第 2 9 7 号
令 和 3 年 1 2 月 6 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長
(新型コロナウイルス感染症対策免許対策班長)
交 通 指 導 課 長
(新型コロナウイルス感染症対策交通対策班長)

運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について

標記については、「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年9月17日付け運免第543号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づく指示を行ってきたところであるが、今般の情勢等を踏まえ、令和3年12月29日から下記のとおり対応することとするので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達及び新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許試験関係等手続について（令和3年2月5日付け運免第1008号。以下「旧試験関係通達」という。）は同日をもって廃止する。

記

1 運転免許関係手続上の措置等

(1) 令和3年12月29日以降は実施しないこととする措置

運転及び更新可能期間の指定措置（旧通達2）、指定自動車教習所の卒業証明書又は修了証明書に係る技能試験免除期間の延長措置（旧試験関係通達1）及び仮免許の有効期限の延長措置（旧試験関係通達2）については、令和3年12月28日までに申出があった者について行うこととし、令和3年12月29日以降に申出があった者については行わないこと。この場合において、令和3年12月28日までになされた申出に基づいてとられたこれらの措置は、旧通達及び旧試験関係通達の廃止後も有効なものとして扱うこと。

(2) 令和3年12月29日以降も引き続き実施する措置

運転免許を失効させ、その再取得を希望する者から、新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許を失効させた旨の申立てがあった場合は、当該失効が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由によるものかどうかについて検討し、当該失効が当該理由によるものと認められる場合は、失効後の運転免許の再取得に係る手数料の点も含め、適切

な手続を行うこと。

2 感染予防対策

運転免許関係手続のため不特定多数の者が訪れる自動車運転免許試験場及び警察署（以下「試験場等」という。）においては、以下の対策等による感染予防の徹底に努めること。

- 窓口業務等不特定多数の者と接する業務に従事する職員による、石けんによる丁寧な手洗いやアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットの励行
- 施設出入口におけるアルコール消毒液等の消毒設備の適切な設置やサーモグラフィ（配備されている施設に限る。）による体表温測定の実施
- 来所者に対するマスクの携帯及び状況に応じた着用の呼び掛け
- 密閉空間、密集場所、密接場面が同時に重なる、いわゆる「三密」を成立させないための換気等
- 講習等における適切な座席間隔の確保、視力検査等の資機材の頻繁な消毒
- 機械換気、常時窓開け等による適切な換気、加湿器使用等による適度な湿度の維持等の寒冷な場面における感染防止対策

3 交通指導取締り時の留意事項

旧通達に基づく措置により、運転免許証の表面又は裏面備考欄記載の運転及び更新可能期間の末日を経過した運転免許証を所持しての運転が行われる可能性があることから、交通指導取締りや交通事故捜査に当たっては、有効期間等を確実に確認し、適切な措置を講じること。

また、運転及び更新可能期間の指定措置を受けた者が、指定された運転及び更新可能期間の末日までに更新手続を行わず、運転免許を失効させた場合、運転者管理システムにおいて修正登録を行うこととしているが、失効から修正登録までに時間的間隔が生じることに留意すること。

なお、運転免許証の表面又は裏面備考欄記載の運転及び更新可能期間の末日を経過した運転免許証を携帯している者や免許証不携帯の者を取り扱った場合には、照会センターへの照会のみならず、運転免許課免許係に対して確実に照会するなど、捜査を徹底すること。

担当 運転免許課 企画係
試験・教習所係
交通指導課 指導取締係